



核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）及び他の核保有国（インド、イスラエル、パキスタン）からは、核兵器の放棄に向けた具体的な動きは見られない。こうした状況に不満を強める非核兵器国が主導して2017年7月に核兵器禁止条約（TPNW）を策定したが、核保有国及び核保有国と同盟関係にある非核兵器国（核傘下国）は反対し、両者間の亀裂が深まっている。NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに6回の核爆発実験を実施し、活発な核・ミサイル開発を続けるとともに、核威嚇を繰り返してきた。原子力平和利用に対する関心の高まりは核不拡散や核セキュリティへのリスクを高めかねず、新たに核兵器の取得に関心を持つ国が出現する可能性、さらにはグローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用が現実となる可能性も排除できない。核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する多くの措置が停滞を余儀なくされている状況が続いている。

こうしたなか、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会による議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート 2018年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2017年の動向』の目的である。

『ひろしまレポート 2018年』における評価項目及び調査対象国

評価項目 (65項目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 核軍縮 32項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動等） ● 核不拡散 17項目（NPTへの加盟、IAEAへの協力等） ● 核セキュリティ 16項目（核物質の保有量、関連条約への加入等）
対象国 (36カ国)	<ul style="list-style-type: none"> ● NPT上の核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国 ● NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン ● 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE） ● その他：北朝鮮*

* 1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対してNPT締約国は同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていな一方、北朝鮮は2006年、2009年、2013年、2016年（2回）、2017年の計6回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2017年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向（概要）及び評価は以下のとおりである。各分野のグラフは、評価基準（『ひろしまレポート』本編第2部に掲載）に基づき各国の取組や動向を採点した結果を表したものである。

1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されてきたものの、依然として世界には約1万4,935発（推計）の核兵器が存在し、核保有国は核戦力の近代化を継続している。核軍縮の停滞は2017年も続いた。米露をはじめとする核保有国による核兵器の一層の削減に向けた糸口は見えない。包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っていない。核兵器の役割低減に係る取組にもほとんど進展はみられなかった。

他方、核兵器の非人道性を重視し、核兵器の禁止規範を条約の形で具現化することが核兵器廃絶に向けた重要なステップだと考える国々は、核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）を、市民社会との協力のもとで策定した。しかしながら、核保有国及びその同盟国は条約に署名しない方針を明言している。TPNWを推進する多くの非核兵器国と、これに反対する核保有国・同盟国との間の核軍縮に関する亀裂が一層明確になっている。

（1）核兵器の保有数（推計）

- 総数としては1万4,935発（推計）と減少しているものの、削減のペースは鈍化している。

（2）核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」に対して、フランス、英国及び米国などが賛成したが、ロシア及び中国などは反対した。

（3）核兵器禁止条約（TPNW）

- 2017年3月及び6～7月に開催された「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器禁止のための法的拘束力のある文書を交渉する国連会議」で、核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）が7月7日に122カ国の賛成により採択され、9月20日に国連本部で署名開放された。核兵器の法的禁止はもちろん、市民社会も積極的に参画しての条約策定は、核軍縮の歴史において初めての事例である。2017年末時点で56カ国が署名し、このうち3カ国が批准した。
- 核保有国及びその同盟国は、核軍縮に係る実効性が期待し得ないなどとして条約交渉会議に参加せず（オランダを除く）、成立したTPNWにも署名していない。

（4）核兵器の削減

- 米露は新戦略兵器削減条約（新START）の履行を継続している。他方で、戦略・非戦略核兵器の一層の削減に向けた交渉が開始される見通しは立っていない。
- ロシアによるINF条約違反疑惑は解消されていない（ロシアは疑惑を否定）。
- 核保有国は核戦力の近代化を引き続き検討あるいは積極的に推進している。なかでも北朝鮮は、2017年も活発な核・ミサイル活動を繰り返した。

（5）国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯

一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、拡大抑止のいずれについても各国の政策に顕著な変化は見られなかった。米国は2018年に新たな核態勢見直しを策定する。

- 北朝鮮は、日米韓に対する核先制攻撃の威嚇を繰り返した。

（6）警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器も依然として高い警戒態勢のもとに置かれている。

（7）包括的核実験禁止条約（CTBT）

- 条約発効要件国のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いている。
- 発効促進会議が9月に開催され、条約の早期発効、並びにその間の核実験モラトリアムの維持が求められた。
- 北朝鮮が6回目（9月）の核爆発実験を実施した。その爆発威力は160キロトンと推計され、北朝鮮による実験では過去最大を記録した。

（8）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ジュネーブ軍縮会議（CD）では2017年も、FMCT交渉を開始できなかった。パキスタンは、兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約の策定に、依然として強く反対している。
- 2016年の国連総会決議に基づき、FMCTハイレベル専門家準備グループが開催された。
- 中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮は、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言していない。

（9）核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

- 核兵器国は2017年NPT準備委員会に、核軍縮などに関する各国の実施状況に係る報告を行わなかった。

(10) 核兵器削減の検証

- 米国のイニシアティブで発足した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」は 2017 年にフェーズ 1 を終えた。フェーズ 2 では、将来の核軍縮検証を支援するために、効果的かつ実践的な検証オプションの理解を深め、演習やデモンストレーションなど目に見える活動を通じてその任務を示していくことが目標に掲げられた。

(11) 不可逆性

- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余

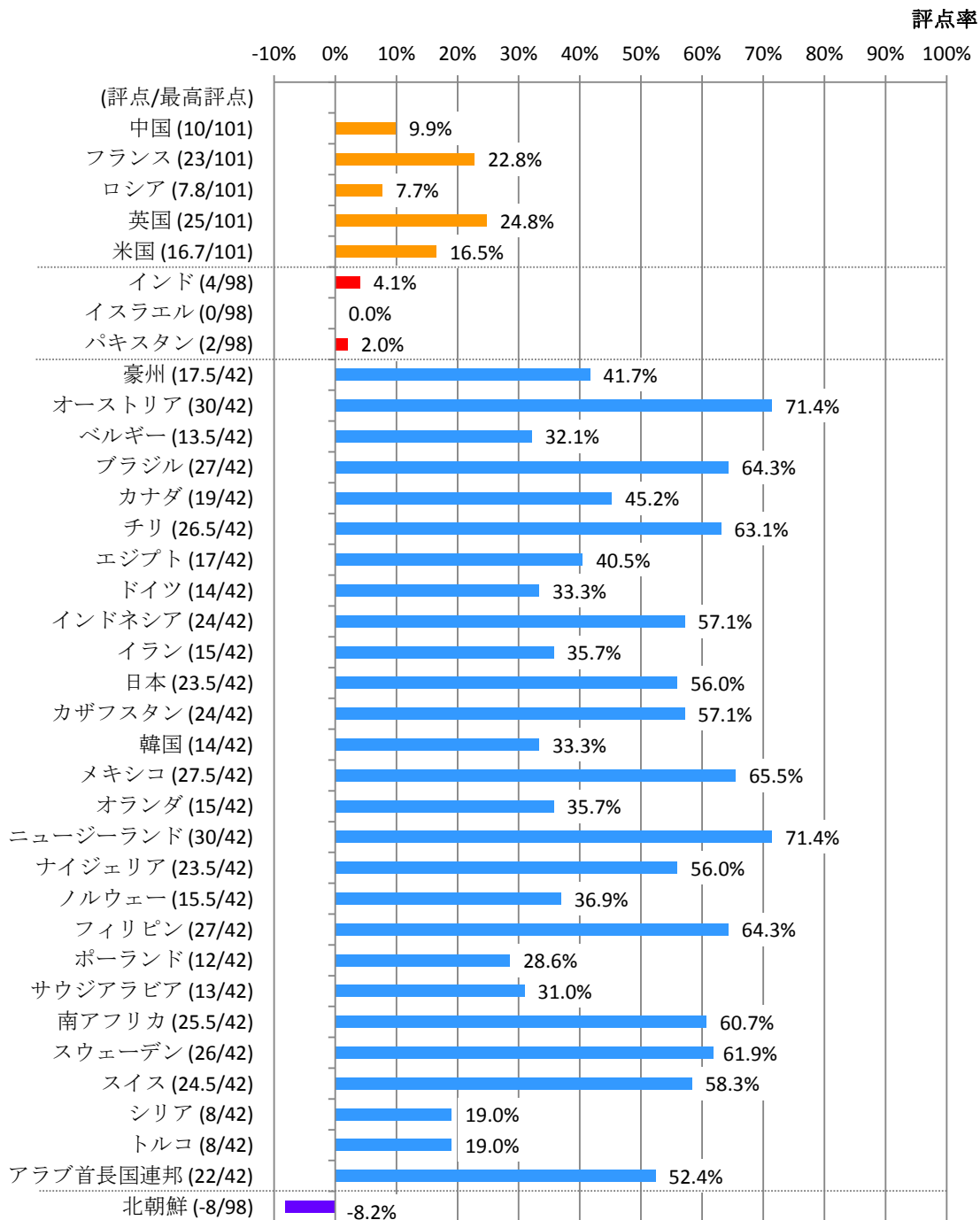
剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続している。

- 米国では解体核由来のプルトニウムについて、MOX 燃料の生産、あるいは「希釈・処分オプション」のいずれを選択するか、議論が続いている。米国の対応を批判するロシアは、プルトニウム管理・処分協定 (PMDA) の履行停止を続けている。

(12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- 日本など西側諸国を中心に軍縮・不拡散教育の実施、あるいは国連総会等でのサイドイベントの開催などを通じた市民社会との連携が行われてきた。

核軍縮



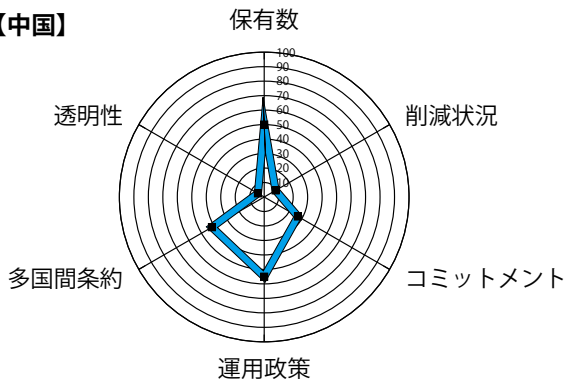
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性向上の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることがうかがえる。

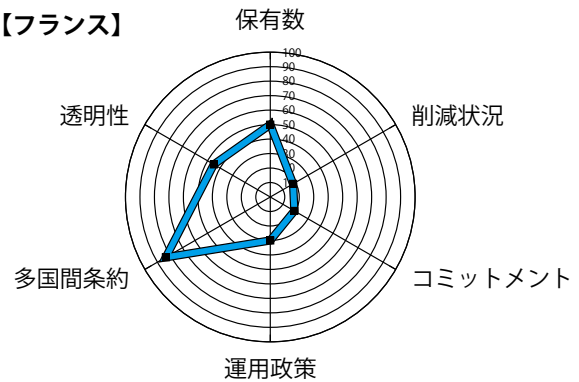
【6つのポイントと評価項目の関係】

6つのポイント	評価項目
核兵器保有数	核兵器の保有数
核兵器削減状況	核兵器の削減状況
「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）	核兵器禁止条約、核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島への平和記念式典への参列
運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
透明性	透明性、検証措置、不可逆性

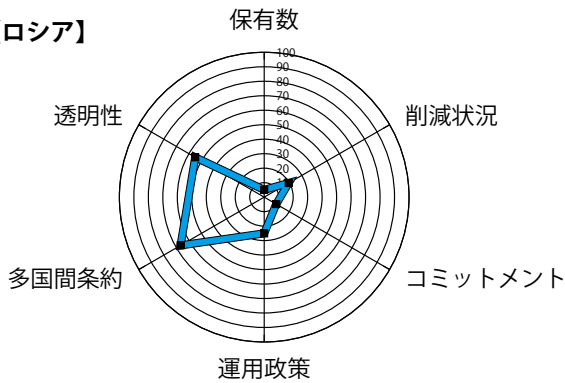
【中国】



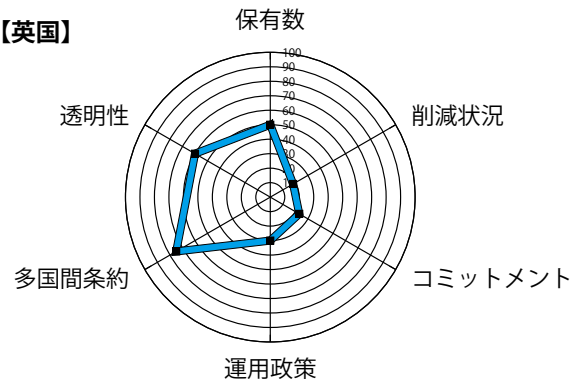
【フランス】



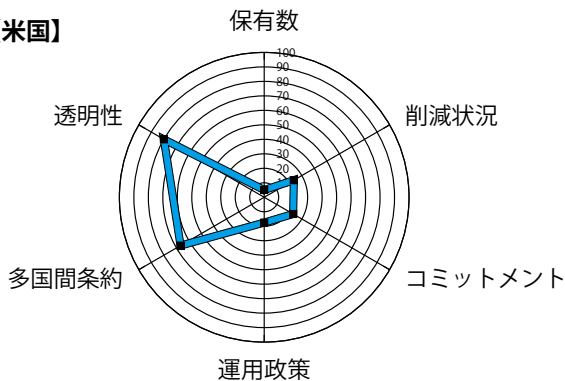
【ロシア】



【英国】



【米国】



2. 核不拡散

NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有する（とみられる）インド、パキスタン、イスラエルが、非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、二度の NPT 脱退表明を行った後、核兵器の保有を公表するとともに、2017 年 9 月に 6 回目の核爆発実験を実施した。これに対して、イラン核問題に関する共同包括的行動計画（JCPOA）は、現時点では着実に実施されている。

IAEA 追加議定書を締結し、このもとでの保障措置を受諾する国も着実に増えており、イランも JCPOA に基づいて同議定書発効までの間の暫定的な適用を受諾している。輸出管理に関しては、原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきた。他方、北朝鮮による不法取引は依然として続いているとみられる。

（1）核不拡散義務の遵守

- 北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている「NPT への早期の復帰」に応じず、核兵器を放棄しないと声明し、9 月 3 日には 6 回目の地下核実験を実施した。その爆発威力は 160 キロトン程度と推計され、北朝鮮は大陸間弾道ミサイル（ICBM）に搭載する水爆の実験に成功したと発表した。また北朝鮮は、ICBM をはじめとする弾道ミサイル実験を 2017 年も繰り返し、核・ミサイル能力の急速な進展を国際社会に見せつけた。
- イランは、E3/EU+3（5 核兵器国、ドイツ、欧州連合上級代表）と 2015 年 7 月に合意した JCPOA を引き続き遵守しており、その検証・監視を行う IAEA もこれを確認している。

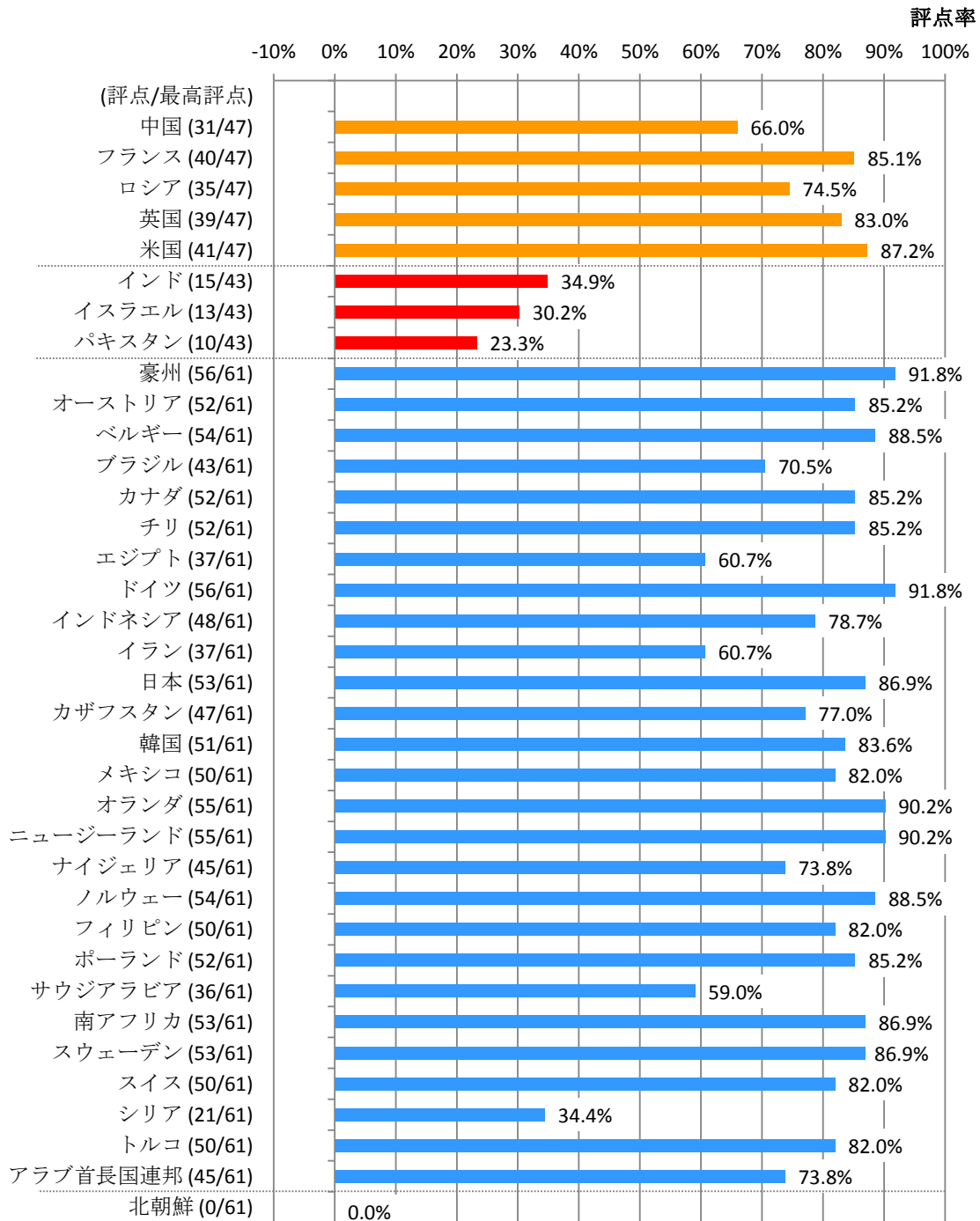
（2）国際原子力機関（IAEA）保障措置

- NPT 締約国である非核兵器国のうち、2017 年末時点で 126 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を批准した。
- 非同盟運動（NAM）諸国などを中心に、追加議定書による保障措置が NPT 上の義務ではないと主張する国もある。
- イランは保障措置協定及び JCPOA の履行に関して IAEA の検証・監視活動を受諾している。また追加議定書の暫定的な適用を受諾し、補完的アクセスも実施された。
- IAEA は「国レベルの保障措置概念（SLC）」の検討を続けている。また IAEA は 2016 年末時点で、69 カ国に対して統合保障措置を適用した。

（3）核関連輸出管理の実施

- NSG メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきた。これに対して、途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- 北朝鮮は、核関連品目などの違法調達・不法取引を継続していると報じられている。
- 日本はインドとの原子力協力協定を 6 月に批准した。NPT 非締約国であるインドとの民生用原子力協力については、より積極的な推進を目指す国、インドに核軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求める国、あるいは反対する国と立場が分かれている。
- 中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSG ガイドライン違反が指摘されている。

核不拡散



3. 核セキュリティ

2016年に核セキュリティサミットプロセスが終了したことを受けて、核セキュリティに関する国際的な枠組みの将来を見据える観点から、核セキュリティサミットの成果と教訓をいかに継承していくかが注視された。2017年には、IAEA総会で「核セキュリティ計画2018－2021」が提出されるなど、今後の核セキュリティ強化の方向性が示されたほか、21世紀の原子力エネルギーに関する国際閣僚会議や核物質及び核関連施設防護に関する国際会議など、IAEAによる核セキュリティ関連の大規模な国際会議が立て続けに開催され、また数多くの地域ワークショップやトレーニングコース、あるいは多国間協力が実施された。この結果、2016年以前と比較して相対的に各国の核セキュリティに関する情報発信量は減少したものの、核セキュリティ体制の強化に向けた取組が継続される傾向にあることも見てとれた。そうした取組が奏功し、高濃縮ウラン（HEU）やプルトニウムが存在しない地域も増えてきているものの、テロリストにとり魅力的な核物質が存在する限り、核セキュリティの重要性は変わらない。こうした一方で、拡散懸念国など一部の調査対象国では、核セキュリティに関する情報発信が全くなされない状況が続いており、関心の低下が懸念される。

（1）核物質及び原子力施設の物理的防護

- 調査対象国の3分の1以上が、テロリストにとって魅力的な核分裂性物質を保有する一方、南米、中央ヨーロッパ及び東南アジアは、これらリスクのある核物質の存在しない地域になっている。

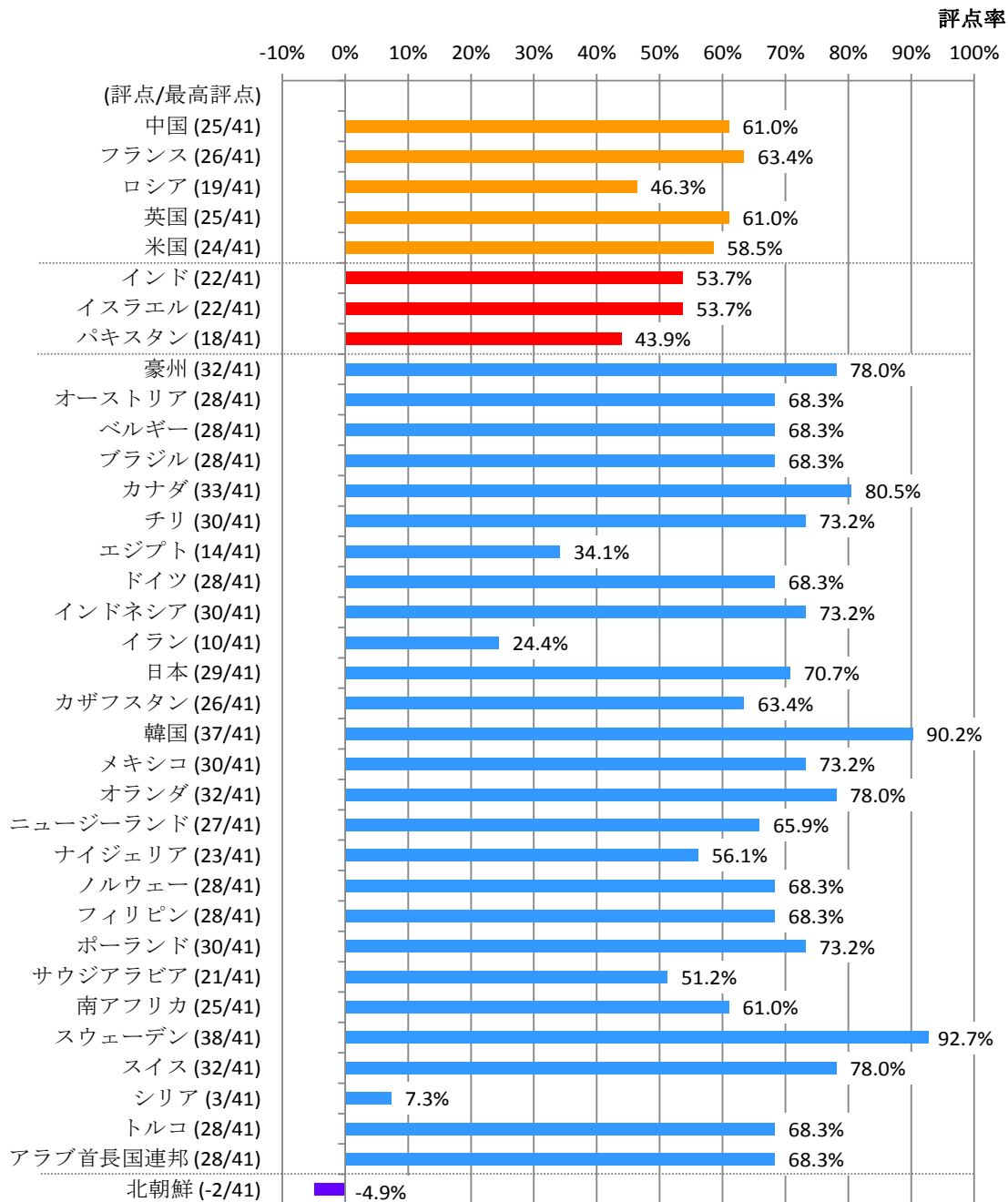
（2）核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、国内体制への反映

- 大半の調査対象国は、核セキュリティや原子力安全に係る諸条約に既に参加しているものの、イランや北朝鮮による加入は依然として進んでいない。2017年にはシリアが原子力安全条約を批准した以外、諸条約への加入に係る大きな動きはなかった。
- 2016年に改正核物質防護条約が発効し、批准国が増加するのと並行して、その履行や運用検討会議の活用のある方を巡って議論があった。
- 刊行から7年が経過した「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Rev.5）の導入に直接言及する情報発信は減少しているが、間接的な形での勧告関連措置の導入報告は散見され、一部の調査対象国では取組が継続している。
- 拡散懸念国による核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約への加入、INFCIRC/225/Rev.5の国内体制への反映が遅れている。さらに、一部の国々ではこうした取組に関する積極的な情報開示が行われないケースもある。核セキュリティサミットの終了により、こうした国々で一層の透明性低下が懸念される。

（3）核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 民生利用におけるHEUやプルトニウム在庫量の削減は「グローバル脅威削減イニシアティブ（GTRI）」などの枠組みとともに成果が現れている。また、国際刑事警察機構（INTERPOL）による不法移転防止の取組も各方面で進展した。
- 「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」をはじめ、IAEAの国際評価ミッションやフォローアップミッションの受け入れが着実に進んでいる。
- 核物質の不法移転に関わる国際技術ワーキンググループ（ITWG）や、核テロと戦うグローバル・イニシアティブ（GICNT）が多数のワークショップや演習を実施し、各国の能力開発支援に務めている。
- 核セキュリティのための中心的拠点（COE）が各地に設置された結果、域内外へのキャパシティビルディング協力や核セキュリティ訓練・支援が活発化した。核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク（NSSC）や国際核セキュリティ教育ネットワーク（INSEN Network）を通じた情報やベストプラクティスの共有も進められている。

核セキュリティ



『ひろしまレポート』について——『ひろしまレポート 2018 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2017 年の動向』は、広島県平成 29 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、(公財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、日本語及び英語で作成され、平成 25 年より毎年刊行され、今回で 6 度目の発表となる。

発行：広島県

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/>
chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

編集：公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3 階
<http://www.cpdnp.jp/>
cpdnp@cpdnp.jp